

公 示

旅客自動車運送事業の運賃改定申請に関する事案

・・・ 2

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃改定申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 事案の件名及びその番号
 - 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
 - 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
- 令和5年4月27日 関東運輸局長 新田 慎二

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定申請事案

番号 申請者 事案の概要（1. 申請期間 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要）

23B08号 山梨県B地区 法人タクシー事業者 17者

1. 令和5年2月6日～令和5年5月5日
2. 山梨県B地区
3. 運賃改定申請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 申請期間 令和5年2月6日～令和5年5月5日(受付期間:3ヶ月間)

2. 申請状況 (令和5年4月18日時点)

申請事業者数		申請事業者の車両数			
		特定大型	大型	普通	計(A)
法人	17 者	24 両	4 両	146 両	174 両

地区全体の 車両数(B)
196 両

申請車両数割合 (A÷B)×100
88.78 %

3. 申請における所要増収率 10.2%～17.5%

4. 申請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通	1	1.100 km	600 円	240 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	4,040 円	30 分	4,040 円
	2	1.150 km	600 円	235 ～245 m	100 円	85 ～90 秒	100 円	30 分	3,970 ～4,010 円	30 分	3,970 ～4,010 円
	3	1.200 km	600 円	230 ～245 m	100 円	85 ～90 秒	100 円	30 分	3,990 ～4,160 円	30 分	3,990 ～4,160 円
	4	1.240 km	600 円	250 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,870 円	30 分	3,870 円
	5	1.250 km	600 円	250 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	4,030 円	30 分	4,030 円
	6	1.300 km	600 円	230 ～240 m	100 円	85 ～90 秒	100 円	30 分	3,900 ～4,030 円	30 分	3,900 ～4,030 円
	7	1.320 km	600 円	240 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,890 円	30 分	3,890 円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車	1.8 km	740 円	240 m	90 円	90 秒	90 円	30 分	3,510 円	30 分	3,510 円

5. 現行運賃改定

令和元年8月30日公示(令和元年10月1日実施)